



平成24年1月1日以降契約から生命保険料控除がかわるということですが詳しい内容を教えてください。



平成24年1月1日以降に生命保険会社、損害保険会社と契約した保険契約から介護医療保険料控除が創設されました。

従って、これからは「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」、「介護医療保険料控除」の3つの控除になります。



それぞれの控除対象になる保険商品は何ですか？



あたらしくできた介護医療保険料控除は「介護保障または医療保障などの介護医療保険料部分にかかる保険料」となっています。

具体的には医療保障(補償)保険、所得補償保険、介護費用保険、介護保障(補償)保険などが対象になります。

各保険会社の商品内容によって特約部分が控除対象になる場合もあります。詳細は年末に送られてくる控除証明書で確認してください。

「一般生命保険料控除」はいままでと変わりません。

生存または死亡に起因して保険金や給付金を支払う契約の保険料です。

「個人年金保険料控除」もいままでと変わりません。

個人年金保険料税制適格特約付の契約の保険料です。



新しい制度での保険料控除額はいくらになりますか?



平成24年1月1日以降に契約した「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」、「介護医療保険料控除」の所得税と住民税の保険料控除額は以下の表で計算します。

尚、それぞれの所得税の保険料控除額の最高限度額は40,000円です。従って、3つの控除の合計額は12万円になります。

住民税の保険料控除額の最高限度額は28,000円です。従って、3つの控除の合計額は8万4,000円になります。

●所得税の保険料控除額表

年間の支払保険料	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超40,000円以下	支払保険料等 × 1 / 2 + 10,000円
40,000円超80,000円以下	支払保険料等 × 1 / 4 + 20,000円
80,000円超	一律40,000円

●住民税の保険料控除額表

年間の支払保険料	控除額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超32,000円以下	支払保険料等 × 1 / 2 + 6,000円
32,000円超56,000円以下	支払保険料等 × 1 / 4 + 14,000円
56,000円超	一律28,000円



平成23年12月31日以前の契約の保険料控除はどうなりますか？



平成23年12月31日以前の契約はいままでの生命保険料控除になります。いままでの保険料控除は「一般生命保険料控除」と「個人年金保険料控除」です。いままでの場合の所得税と住民税の保険料控除額は以下の表です。

尚、それぞれの所得税の保険料控除額の最高限度額は50,000円です。従って、生命保険料控除と個人年金保険料控除の合計額は10万円になります。

住民税の保険料控除額の最高限度額は35,000円です。従って、2つの控除の合計額は7万円になります。

●一般生命保険料と個人年金の所得税の保険料控除額表

年間の支払保険料	控除額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超50,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 12,500円
50,000円超100,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 25,000円
100,000円超	一律50,000円

●一般生命保険料と個人年金の住民税の保険料控除額表

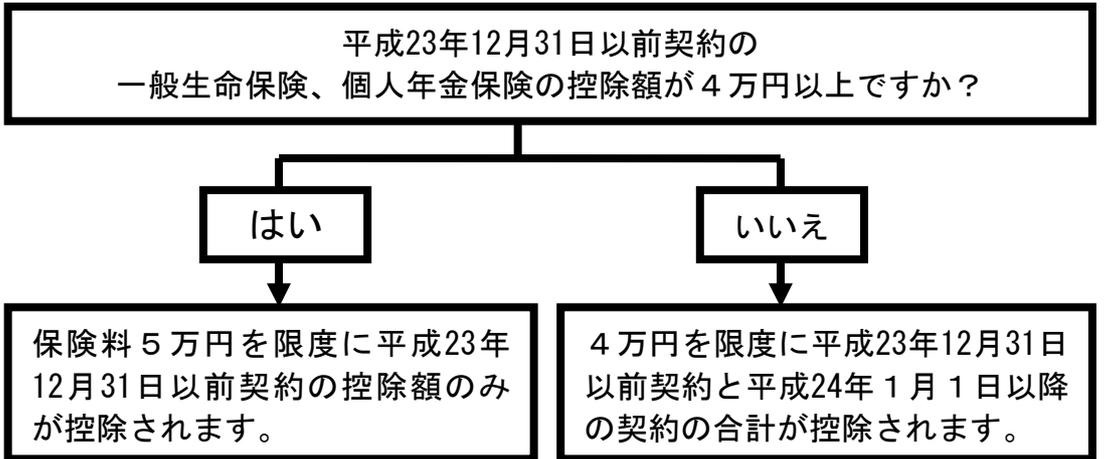
年間の支払保険料	控除額
15,000円以下	支払保険料等の全額
15,000円超40,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 7,500円
40,000円超70,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 17,500円
70,000円超	一律35,000円



平成23年12月31日以前の契約と平成24年1月1日以降の契約がある場合の
保険料控除はどうなりますか？



以下の図のとおりです。



● 「はい」の事例

保険種類	一般生命保険	
契約開始日	平成24年1月1日以降契約	平成23年12月31日以前契約
年間保険料	120,000円	120,000円
控除額	50,000円	50,000円

平成23年12月31日以前契約のみの50,000円を限度に控除されます

● 「いいえ」の事例

保険種類	一般生命保険	
契約開始日	平成24年1月1日以降契約	平成23年12月31日以前契約
年間保険料	100,000円	50,000円
控除額	40,000円	37,500円

平成23年12月31日以前契約の控除額は37,500円なので「いいえ」になります。
従って、4万円を限度に平成23年12月31日以前契約と平成24年1月1日以降の契約の合計が控除
されます。

40,000円 + 37,500円 = 77,500円 → 控除額は40,000円になります。